

産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会報告

平成16年1月

産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会

序

私たちは、物質的に豊かな生活を享受した反面、多くの環境問題を引き起こしている。21世紀においては、こうした反省に立ち、良好な環境を維持し持続可能な社会をつくることが課題となっている。このため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を図ることが求められている。一方、県内には産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案が後を絶たないことや、産業廃棄物処理施設の設置に対する県民の不信や不安感などの解決しなければならない喫緊の課題がある。

このような状況を背景として、平成14年12月25日に福島県環境審議会が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を補完する「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の制定について答申し、さらに、「産業廃棄物の適正な処理を確保するため、これまでの規制的手法だけではなく、産業廃棄物税等の経済的手法の導入について検討する必要がある。」との提言を行っている。

本検討会は、この提言を踏まえ、学識経験者、経済界、産業界、産業廃棄物処理業界、県民等をメンバーとして、オープンな形で産業廃棄物処理の現状や課題について広く議論を行い、福島県における循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理を目指す観点からの産業廃棄物行政と経済的手法の在り方について検討を行った。

1 福島県内の産業廃棄物処理の現状

現在、県内の産業廃棄物処理については、以下のような状況にある。

(1) 産業廃棄物の排出量が高水準で推移している

県内における産業廃棄物の排出量は、平成10年度は666万4千トンと平成5年度における排出量の1.41倍となっている。その後、各排出事業者は排出抑制の取組みを進めているものの、排出量は現在も高水準で推移しているとみられる。

(2) 産業廃棄物処理施設が設置しにくい状況にある

処理業者が設置する県内の最終処分場の平成17年度における残余年数は、管理型最終処分場で約9年と見通しているものの、産業廃棄物処理施設の新たな設置は、土地の高度利用の進展による適地の減少や周辺住民の合意形成が図られにくくなっていることなどにより困難になっている。

(3) 不法投棄が依然として発生している

県内の投棄量10トン以上の不法投棄の件数は、平成13年度では14件と、平成5～7年度平均の2.8倍となっている。

2 福島県が今後取り組むべき事項

このような現状を踏まえて、福島県は以下の事項についてさらに取り組んで行くべきであると考えます。

(1) 産業廃棄物に関する国民的理解の促進

産業廃棄物は、生産活動が行われれば発生は避けられないものであること、産業廃棄物を循環的に利用し、適正に処理することにより、環境への負荷は極力抑えることができることなど、循環型社会における産業廃棄物の位置付けについて国民的理解を深めることが必要である。

(2) 産業廃棄物排出量の抑制

産業廃棄物等の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するためには、排出事業者が自ら排出抑制に取り組むことが不可欠であり、排出事業者のより一層の意識改革や技術開発を促す取り組みが必要である。

(3) リサイクル（物質循環）の推進

排出された産業廃棄物は、資源の有効活用という観点からの再使用や再利用により、環境への負荷の減少が図られる。このため、リサイクル技術の開発や生産段階からリサイクルを前提とした製品開発、環境・リサイクル産業の育成・創出などにより、産業廃棄物のリサイクルをより一層進めていくことが必要である。

(4) 産業廃棄物処理施設の整備促進

排出量の抑制やリサイクルを進めてもなお処理しなければならない産業廃棄物については、適正処理を行うことになる。このための産業廃棄物処理施設についての信頼性を確保するため、行政、処理業者等が安全性、必要性等について情報の提供、公開を行うなど、住民の理解の促進に努めることにより、長期的展望に立った産業廃棄物処理施設の整備を促進し、必要な処理能力を確保していくことが必要である。

(5) 不法投棄の未然防止

不法投棄の発生は、環境へ悪影響を及ぼすのみならず、産業廃棄物及び産業廃棄物処理に対する不信感の増大につながり、循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理にとって大きな脅威となる。このため、地域の団体や他県とのネットワークの形成なども図りながら、不法投棄監視体制の強化、適正なコスト負担に係る排出事業者の意識促進、優良な処理業者の育成、県民への情報提供等により、未然防止の取り組みをさらに進めることが必要である。

3 福島県における経済的手法の導入について

循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理を進めるに当たって、福島県ではこれまで、排出事業者や処理業者等の自主的な取組みの促進を行ってきた。また、廃棄物処理法及び「福島県産業廃棄物処理指導要綱」の適正な運用や、平成15年3月の「福島県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例」の制定などにより、排出事業者、処理業者、処理施設の設置者等に対する監視・指導や講ずべき措置の規定、不法投棄未然防止対策の推進といった規制的手法での施策の拡充を行ってきた。

本検討会では、さらに、循環型社会のシステムを定着させ、産業廃棄物を取り巻く諸課題を解決するため、産業廃棄物行政における経済的手法である税、課徴金、協力金、ラベリング制度などのうち、代表的なものの一つとして産業廃棄物税に係る課題を取りまとめた。

(1) 産業廃棄物税について

産業廃棄物税については、

- 市場原理による産業廃棄物の排出抑制が図られる
 - 税収が循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源となる
 - 排出事業者や処理業者等の自主的な取組みを側面から支援することができる
- といった複数の効果を組み合わせることができる。

さらに、自主的取組み、規制的手法を含めた三つの手法を組み合わせることによって、循環型社会の形成に有効な手法であると考えられる。

今後は、近県の状況を踏まえつつ、以下の課題を整理し、産業廃棄物税の導入に向けた検討を早急に進めることが必要であり、この検討については、福島県環境審議会に委ねる。

(2) 今後検討すべき課題

産業廃棄物税を検討するに当たっては、以下の課題について整理する必要がある。

- 税の用途まで含めた制度の全体像についての県民や事業者等の十分な理解
- 循環型社会の形成を担うシステム
- 県民、排出事業者、処理業者、行政等がこれまで行ってきた様々な取組みとの調和
- 産業廃棄物税の有効な用途
- 排出事業者及び処理業者の事務負担への配慮
- 課税客体の適切な捕捉や、不法投棄などの負担回避措置が起きないための監視の強化等、制度の実効性の確保
- 周辺自治体との制度面での調和
- 制度の効率性への配慮

追記

本検討会においては、この報告にまとめた事項以外にも、循環型社会の形成に寄与すると考えられるいくつかの意見も検討された。今後の県政において、これらの意見も参考とされるよう要望する。

(今後の県政に参考とすべき意見)

- 廃棄物を一体としてとらえた施策の形成
(一般廃棄物と産業廃棄物とを区分しない施策の検討や国に対する制度要望など)
- 人間のライフサイクルに即した建築物の再利用の促進
- 税務部門と連携した不法投棄未然防止の推進 (硫酸ピッチなど)
- 省資源へのインセンティブを付す手法の検討 (従量制公共料金など)
- 農業の環境面での多面的機能の評価

検討会の検討経緯

第1回検討会（5月27日）

検討会開催の趣旨説明及び意見交換

第2回検討会（6月18日）

産業廃棄物行政の課題についての事務局からの資料説明

第3回検討会（7月24日）

紺野委員からの発表、委員の意見交換

第4回検討会（8月25日）

東田委員からの発表、委員の意見交換

第5回検討会（9月24日）

鈴木委員、佐藤委員からの発表、委員の意見交換

第6回検討会（10月27日）

和泉委員、倉島委員、中島委員からの発表、委員の意見交換

第7回検討会（11月25日）

渋谷委員、知野委員、名越委員からの発表、東田委員からの報告、委員の意見交換

第8回検討会（12月25日）

検討会報告のとりまとめ

産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会設置要綱

(目的)

第1条 本県における「循環型社会」の形成と円滑な産業廃棄物処理を目指す観点から、「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物を取り巻く課題に関すること
- (2) 経済的手法の効果と課題に関すること
- (3) その他

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、平成16年3月31日までとする。

(組織)

第4条 検討会は、13名の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び団体の代表者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員のうち、団体の代表者については、代理出席を認めるものとする。

(座長)

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、福島県生活環境部県民環境総務領域総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月27日から施行する。

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現 職 |
|-----------|-------------------|
| 和 泉 武 | 福島県工業クラブ会長 |
| 大 内 忠 夫 | 福島県市長会常務理事（兼）事務局長 |
| 倉 島 光 一 | 福島県中小企業団体中央会会長 |
| 佐 藤 勝 三 | （社）福島県建設産業団体連合会会長 |
| 渋 谷 雅 弘 | 東北大学法学部 助教授 |
| 鈴 木 安 利 | （社）福島県産業廃棄物協会会長 |
| 知 野 泰 明 | 日本大学工学部土木工学科 専任講師 |
| 坪 井 孚 夫 | 福島商工会議所会頭 |
| 名 越 智恵子 | 福島県環境審議会委員（公募） |
| 羽根田 一 郎 | 福島県町村会常務理事（兼）事務局長 |
| 東 田 啓 作 | 福島大学経済学部 助教授 |
| 安 田 壽 男 | 福島県農業協同組合中央会会長 |
| ◎ 山 川 充 夫 | 福島大学経済学部 教授 |

◎印：座長